

# 介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険は、すべての被保険者が納める介護保険料と公費(税金)を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。一人一人の介護保険料は大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

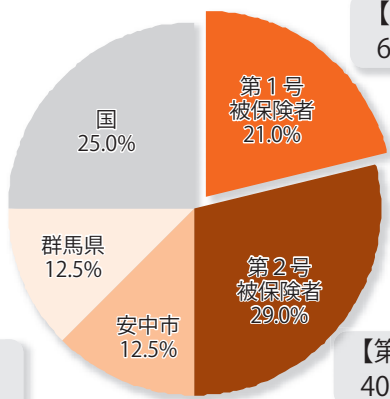
## \* 介護保険給付の財源 \*

介護保険制度は、40～64歳の人と、65歳以上の人に納めていただく介護保険料と公費(税金)を財源に運営しています。



居宅サービスの場合

50%を国・県・市町村(公費)でまかいます



【第1号被保険者】  
65歳以上の人の介護保険料

【第2号被保険者】  
40歳～64歳の人の介護保険料

### ■第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の決まり方

世帯内の住民税の課税状況やご本人の所得により介護保険料が決まります。

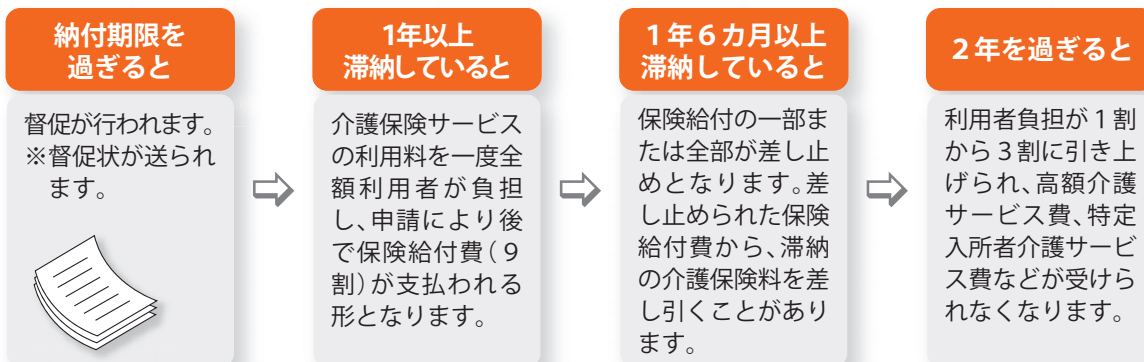
### ■第1号被保険者(65歳以上)の保険料の納め方

- 年金が年額18万円未満の人は市から送られる納付書で納めていただきます。
- 年金が年額18万円以上の人は年金から天引きになります。
- 年金が年額18万円以上であっても次の人は市から送られる納付書で納めていただきます。

年度途中で	65歳になった人(概ね6カ月から1年後に年金天引きになります)
	他の市区町村から転入された人(概ね6カ月から1年後に年金天引きになります)
	年金の受給が始まった人
	保険料が減額になった人
	保険料が増額になった人
	年金の一時差し止めや支給停止になった人

### ◆介護保険料を納めないでいるとどうなるの？

特別な事情がないのに、介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割になったりする給付制限の措置がとられます。介護保険料は必ず納めてください。



問合せ▶ 困介護高齢課介護保険係(☎内線1187)  
松保健福祉課健康介護係(☎内線2151)